

非監護親と子の多様な 間接交流の可能性

—情報通信技術の発達と新型コロナウイルス感染症の影響を考える

弁護士 野々山 宏

1 社会環境の変化と間接交流

親が別居や離婚をした後の非監護親と子の面会交流の実現は、子の福祉にとって重要である。2011年に民法766条が改正され、父母が協議離婚するときには、父または母と子の面会及びその他の交流について協議することが明文で規定され、非監護親と子の面会交流が当事者の法的利益であることが明確となった。2013年に家事審判法を改正した家事事件手続法が施行され、法的な手続きの上でも利用者の利便性や子の福祉への配慮がなされている。

面会交流は、子が非監護親との交流や接触をし、親子の絆を維持し育てることに意義がある。そのため、できる限り親子の直接の面会交流が実現される必要がある。一方で、非監護親と子の面会交流の実現は、別居、離婚の背景にある親の不和、不信感があることや、両親の住居が遠隔であることなどから、円満な直接交流が実現できないことがある。どうしても直接交流の実施が困難な場合に、直接交流実現の条件整備として、あるいは交流の1つの方法として間接交流が工夫、実施されてきた。従来の間接交流の方法としては、①手紙、電話のやりとり、②写真の送付、③成績表など子の重要な情報の開示、④非監護親からのプレゼントの受領などがある（これらの間接交流の方法の単独ないし組み合わせの事例として、京都家審平18・3・31家月58・11・62、さいたま家審平19・7・19家月60・2・149、東京高決平27・6・12判時2266・54、東京高決平28・4・14判時2323・138、名古屋高決平29・3・17判時2367・58など）。

これらの間接交流は、直接交流と比べて子との交流や接触の実感が弱く迂遠であることや、直接交流を否定する判断と共に命じられることから、交流の方法としては当事者から否定的ないし消極的にとらえられることが多いのが実感である。しかしながら、近年の私たちを取り巻く2つの大きな変化から、間接交流の手段を多様にして、これを直接交流を補充する手段として積極的にとらえて、工夫して取り入れても良いので

はないかと考えている。

第1の変化は、多様な情報通信手段の技術進歩と機器の普及である。これまでの間接交流の主流は郵便であった。しかしながら、近年の情報通信手段の技術進歩によって、電子メール、LINE、スカイプ、Zoom、Teamsなど、簡易に文書のやりとりができたり、オンラインで相手の映像を見ながらの会話が可能となっており、写真やビデオ映像の送付や共有も簡単になっている。そして、スマートフォン、タブレット、パソコンの情報通信機器が急速に普及し、子どもを含めてこれらの情報通信手段を身近に利用できる環境が整ってきている。これらの情報通信手段によって、これまでの間接交流の手段では期待できなかった多様な交流や接触の可能性が生じている。

第2の変化は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、直接交流に制約が生じていることである。面会交流はその意義から直接交流が原則と考えるところであるが、たとえ協議、調停、審判で直接交流が認められても、非常事態宣言が発令されている場合のほか、感染者が増加している地域に居住している場合には、直接の接触を伴う直接交流の回避が正当化されやすい。実際に、直接交流が延期される事態が生じているし、面会交流の支援機関の中でも、新型コロナウイルス感染症の拡大期には親子の健康への配慮から支援活動を休止しているところもある。新型コロナウイルス感染症の影響は短期間で終了しないことが明らかになっている現時点では、直接交流の中止や延期が長期化するおそれがあり、このままこれを放置しておくべきではない。直接交流の実施が困難な時期こそ、何らかの間接交流の工夫をする必要がある。その工夫として、LINE、スカイプ、Zoom、Teamsなどの映像を伴うオンライン通信を活用した間接交流があり、効果も期待できる。社会においても、直接の接触を避けながら必要な交流を行う方法として、オンライン会議、オンライン授業、オンライン帰省、オンライン飲み会が普及しており、面会交流においても直接交流が困難な非常事態時には、多様な情報通信手段を利用した間接交流を積極的に活用していくべきである。

このような変化の中、東京高決令1・8・23（判時2442・61、判タ1472・98）が、監護親（母）から非監護親（父）に対して、子らの電子メールアドレス及びLINEのIDを通知するとともに、これらで連絡を取り合うことを認めることを命じたことが注目される。以下、この決定の事案と位置づけについて検討した後に、非監護親と子の多様な間接交流の実現における課題につ

いて考える。

2 東京高判令1・8・23について

(1) 事案の概要

本件は、離婚時の和解条項において、非監護親である父が3人の子（本決定時19歳、16歳、14歳）と少なくとも月1回の面会交流の実施が定められていたが、母がこれを実行しないとして、父が面会交流をする時期、方法等を定めることを求めた事案である。

背景事情として、和解後面会交流が宿泊付きで1回実施されたが、その際に医師である父に緊急手術の連絡があり、急遽、子らを父の実家に連れて行き預けたが、そこでは父の親の誕生日祝いが行われ父の親族が集まっていた。その夜、このような場に連れて行かれたことに子らが父に不満を述べたところ、二男、三男もいる場で、父が長男に対して3時間にわたって、自己の正当性と母の悪口を述べ、以後、子らが父との面会を拒否する意思を示していた。

(2) 原審判(さいたま家審平31・2・26)の判断

直接の面会交流を否定し、①父からの手紙の送付
②父への各学期の成績表の送付、③高校卒業までの近況写真の送付の間接交流を認めた。

(3) 本決定

上記の父の面会交流時の対応について、その是非は別として、面会交流を禁止・制限する事由には当たらないが、他方で子らの年齢・能力等を鑑みて、子らの意向を十分尊重すべきとして、直接交流を否定した。一方で、子らはLINEでの交流を拒否しているが、本来可能な限り交流の機会を確保することが中長期的に見れば子の福祉の観点から望ましいとし、子らとの関係修復を図るために、原審判の方法に加えて、電子メールやLINEを用いた間接交流を認めるべきとした。

(4) 検討

本件はもともと面会交流を実施するとの和解条項があり、これに基づく面会交流実施中に子らに不信感が生まれている経過から、いずれ父と子らの直接交流が再開されることが望ましいとの判断が背景にある。そのため、「未成年者らとの関係修復を図るため」に、「より簡便で効果的な連絡手段の利用を認める必要性が高い」として、電子メールやLINEによる連絡を認めている。

電子メールやLINEによる間接交流が、非監護親と子らとの交流手段として、より簡便で効果的であることを認めていること、これを直接交流の代替手

段としてではなく、あくまで直接交流が望ましく、その条件整備を図るためと位置づけて採用していることが注目される。電子メールやLINEによる間接交流には、事案に応じた積極的な理由が付加される必要があるとの考え方と思われるが、母や子らが拒んでいても客観的な必要性からこれを認めた意義は大きいと考えられる。

従来は直接交流が困難と判断される事情がある場合でも、①子が遠隔地にいることが障害となっている場合や、②感染症の影響で直接交流がしばらく実施できない場合、③直接交流を認めるべきだが、その前提として子らとのコミュニケーション作りが必要な場合、④子の年齢や経験から新しい情報通信手段に抵抗がない場合など、積極的な理由がある場合には、電子メールやLINEによる文書の連絡のほか、さらに交流に効果的と考えられるLINE、スカイプ、Zoom、Teamsによる映像を伴ういわゆるオンライン交流など多様な方法の間接交流を積極的に検討すべきである。

3 多様な間接交流を採用するにあたっての課題

電子メールやLINEによる文書連絡やLINE、スカイプ、Zoom、Teamsによる映像を伴うオンライン交流など(以下、これらをまとめて「多様な間接交流」という。)を今後採用するに当たっては、実施蓄積も十分ではなく、監護親、非監護親の双方に警戒感があると予想されるなど、多くの課題がある。これらの課題を念頭に置いて実施の方向を模索する必要がある。

(1) 直接交流との関係

多様な間接交流は、直接交流を減らす方向で採用されてはならない。面会交流は、子が非監護親との交流や接触をし、親子の絆を維持し育てることに意義がある。そのため、できる限り直接の親子の面会交流が実現される必要がある。あくまで直接交流を目指すべきであり、多様な間接交流は直接交流では十分に対応できない場合に採用されるべきである。

例えば、直接交流は1ヶ月ないし2ヶ月に1回の場合が多いが、これで十分な親子の絆を維持し育てることができるのか疑問があるところ、直接交流実施の間の期間に多様な間接交流が実現できれば、親子の絆の維持強化に役立つと考えられる。また、遠隔地であるため直接交流の頻度が少ない場合や、海外に居住して直接交流が期待できない場合でも多様な間接交流が親子の絆の維持強化に

役立つ。

感染症により、合意した直接交流が実施できない場合にも役立つ。ただし、そのような状況でも基本的には直接交流の実施を目指すべきで、オンライン交流の実施を直接交流の1回と同じとカウントすべきではない。

(2) 当事者の警戒感への対応

多様な間接交流は、交流としての効果が大きいので監護親の警戒感が予想される。監護親からは、監護親のアドレスを利用する場合にはアドレスを知らせることの抵抗感、子の機器・アドレスで直接やりとりすると管理ができなくなる不安、文書・写真・動画などの情報が容易に流出する問題、日常の情報が容易に非監護親に分かってしまう懸念、非監護親からの交流の要求の頻度が高まることへの懸念などがあげられる。非監護親からは、オンライン交流が原則となってしまう懸念、臨時的なオンライン交流が直接交流としてカウントされる危惧などがあげられる。また、多様な間接交流でも本来の直接交流からの後退と否定的評価をされる可能性がある。

これらに対しては、実績を踏まえて説得していくと共に、子の年齢が高く情報をコントロールできる年代から実施する、子の年齢が低い場合にはオンライン交流は第三者が支援する、実施カウントは直接交流とは明確に区分していくなどの工夫が必要であろう。

(3) 機器や通信環境の支援

多様な間接交流は情報通信機器と通信環境が必要となる。スマートフォンがかなりの程度普及していることや、学校教育でパソコンを利用するなど、環境は整いつつあるが、経済的な理由で情報通信機器や通信環境が整わない家庭も予想される。面会交流の支援方法の1つとして、情報通信機器や通信環境の整った場の提供も検討課題である。

(4) やり方の工夫や一般的なルールの作成

オンライン交流の場合には、文書や写真、動画を共有して見ることができる。これらの機能を活用すれば多様な交流が実現できると考えられるが、まだ利用蓄積が十分でない。交流が継続し長続きするやり方の工夫を今後検討し、マニュアルを作っていくことが望ましい。

また、情報が簡易に受け渡しできるようになるため、情報管理のとり決め、やり取りの頻度や継

続時間などにも配慮を要する場面が生じてくることが予想される。実施の蓄積の中で一般的なルール作りが必要となろう。

(5) 諸外国の実情

情報通信手段の進歩は世界共通であり、多様な間接交流の実施の課題も世界共通であろう。共同親権が認められている国では積極的に取り組んでいることが推測されるが、残念ながら筆者は海外の状況については知らない。多様な間接交流を、積極的に支援するか、制約していくのかは各国の事情によると思われるが、海外での実情や取組についても調査が必要である。

4 終わりに

面会交流の実施方法は個別の事案によって多種多様であり、一律に決められるものではない。それだからこそ、直接交流を原則としながら、多様な間接交流をその補充のメニューとして個別に検討していく必要性は高い。社会環境の変化を踏まえて、直接交流だけでなく、多様な間接交流のメリットと課題をさらに検討して、子の福祉にかなう面会交流の実現を図っていく必要がある。